

日本スポーツ法学会

会報

第6号

発行人 千葉正士
編集人 濱野吉生

〒359 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内
(電話) ○四二一九(四九)八一二一 内二七一三(研究室)

○四二一九(四九)八一一一 内二四二九(学科室)
(FAX) ○四二九(四八)四三一四

第三回大会開催の お知らせ

第一回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会
第一回研究会報告

本年一二月一六日(土)、新宿区西早稻田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第三回大会を開催いたしました。大会では、自由研究発表、会務を処理するための定期総会、「スポーツをめぐる契約の諸問題」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。その詳細につきましては、一〇月中に会員各位にお送りいたします。

なお、自由研究発表を希望される会員は、別紙の「発表要項」にしたがい、事務局にお申し込みください。

スポーツ基本法研究専門委員会の第一回研究会が、五月一二日(土)に早稲田大学人間総合研究センター分室A会議室で開催されました。出席者は一一名であった。

今回は「各国のスポーツ法制の現状」というテーマで、三名による基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。その詳細につきましては、一〇月中に会員各位にお送りいたします。

本年一二月一六日(土)に開催された。まず徐相玉会員(中京大学)が、韓国のスポーツ法として諸外国のスポーツ法の紹介を行われた。まず徐相玉会員(中京大学)が、韓國国民体育振興法は、五・一六軍事革命(一九六一年七月一六日)によってできた革命政府が行った数多くの法律の制定・改正作業の一つであった。当時、国民の体位向上は国家百年の大計として捉えられ、「国民体育を振興することによって国民の体力を増進させ、健全な精神を涵養し明朗な国民生活を営ませる」ことが要求され、そ

れで、ドーピングのスポーツ法として「ベルリン州スポーツ振興法」「ライント・プファルツ州スポーツ振興法」のために基本法が誕生した。制定

「興法」について報告した。最後に齊藤健司会員(慶應義塾大学)が、フランスのスポーツ法として「身体的およびスポーツ的活動の組織

および促進に関する一九八四年七月一六日の法律第八四一六一〇号」について報告した。

まず、徐会員の報告によれば、韓國国民体育振興法は、五・一六年に同法の「目的」として、「ひいては体育を通して国威宣揚に資することを目的とする」という文言を加えたことであった。これは、スポーツを通じて国を活かすという考え方で、国家による体育・ス

1995年6月20日

日本スポーツ法学会会報

次に、小林会員の報告によれば、ドイツでは、連邦ではなくいくつかの州がスポーツ振興法を定めている。その振興法のどれもが施設設備のための規定が中心であり、またそれらはみな一九七〇年代に成立しているということであった。それらの中で、ベルリン州スポーツ振興法は一九八九年に改正されているが、その特徴としては、対象とする範囲が広くなつたことが上げられる。ただし、同法がどのような影響を与えたかについて検討することは、今後の研究課題となることであつた。

最後に、斎藤会員の報告によれば、フランスのスポーツ基本法は、団体と個人、団体と団体などによる契約や利害関係に関わる紛争を解決するために、関連する判例の影響を受けて成立したが、一九九二年には大改正が行われた。同法の特色は以下の通りである。すなわち、まず第一条で「身体的およびスポーツ的活動の実践は、性別、年齢、能力または社会的条件がいかなるものであるとも、各人にとつて一つの権利である」と、確

二に、全五一一条において非常に細部にわたり、かつ大変幅広く規定されていることである。すなわち、「身体的およびスポーツ的教育」「スポーツ非営利社団およびスポーツ会社」「スポーツ連盟」「地方公共交通の役割」「企業、職業教育の研修および国民役務における身体的及びスポーツ的活動」「高水準スポーツ」「医学上の監督および保険」「スポーツ施設」「スポーツ施設およびスポーツ行事の安全」「スポーツと関連のある職業教育および職業」などについてである。

興味深いことは、フランス、ド

イツについては市民の権利義務から論じられているのに對して、日本

と韓国では國の政策として論じられることである。この点は、

今後新しいスポーツ基本法を考えていく上での課題の一つであると

考えられる。

今後の研究会の進め方について

は伊藤亮副会長から、「既にいくつかの団体で同様の動きが出始めて

いるので、他の団体と連携するこ

とも視野に入れながら、できるだけ早い時期にスポーツ基本法の構想を発表するべきだ」という提言

がなされた。

最後に、第二回研究会を九月三〇日(土)に開催すること、そして詳細を七月二二日(土)に行われる三部会合同研究会の際に告知することを確認して散会した。

なお、本委員会の研究会へ参加を希望する方は、事務局である斎藤健司会員(慶應義塾大学体育研究所 電話〇四五一五六三一一一内線二七五〇)にお問い合わせ下さい。

(森 浩寿 記)

隨想 スポーツ法と

スポーツ法学

違ひはまずスポーツ法の意味にある。法がスポーツ振興法や民法・

刑法などスポーツに関する国家法

だけをさすならば、そのスポーツ

法は法学と不可分だから法と法学

の関係と同じように見える。しか

しこの場合には、学者は法学者であ

ればよく特別にスポーツ法学者で

ある必要はないと言つてもいいし、

スポーツ法学者も、法学と称する

のだからそれと同様に、その意味

がスポーツ法学者と違つこともあるが、

同じこともあると言いたくなるが、実はそうはならない。むしろ、スポーツ法学をスポーツ法そのものと同視してしまっては、スポーツ法学をわざわざ持ち出す意味がない。

事実問題として、裁判官や弁護士が法をよく知つて使うという理由で同時に法学をマスターしていふことにもなるのに対しても、スポーツの上手な人は同時にスポーツ法の通曉者なのにスポーツ法学者だと言われることなどない。法学の場合となぜそう違うのだろうか。

違ひはまずスポーツ法の意味にある。法がスポーツ振興法や民法・刑法などスポーツに関する国家法だけをさすならば、そのスポーツ法は法学と不可分だから法と法学の関係と同じように見える。しか

しこの場合には、学者は法学者であればよく特別にスポーツ法学者である必要はないと言つてもいいし、

スポーツ人にとってはスポーツ法がスポーツ法学者と違つこともあるが、

スポーツを楽しむというのは、その三本質を發揮しないし享受すること、すなわち特定の「身体的行動

」がなされる。

最後に、第二回研究会を九月三〇日(土)に開催すること、そして詳細を七月二二日(土)に行われる三部会合同研究会の際に告知することを確認して散会した。

なお、本委員会の研究会へ参加を希望する方は、事務局である斎藤健司会員(慶應義塾大学体育研究所 電話〇四五一五六三一一一内線二七五〇)にお問い合わせ下さい。

(森 浩寿 記)

による競争」を特殊な「象徴的様式」として「一定の規則」つまりスポーツ固有法言いかえればスポーツルールとスポーツ団体協約とのもとで行うことである。スポーツ人はスポーツ法学者でないのに、だれでもこのスポーツ固有法をよく知つて使いこの本質を楽しんでいる。

要するに、スポーツは特有の固有法によって成立するのに、国家法も法学もこれを法として取り扱うことをしてこなかったので、さきの違いは必然なのである。だからこそ、スポーツ固有法の法としての性質と、それをバックアップする国家法の役割とが、学問としては特殊なスポーツ法学を、そして研究者としては特殊なスポーツ法学者を必要とすることになる。それに、スポーツ固有法は世界市民の共通法でもある以上、国際法も要る。

そういうわけでスポーツ法学は、その二種の法とその相互関係を研究する特殊な法学だから、その意味ではスポーツ法の学問には違いないが法学というだけではたりない。スポーツ法は固有法を本質とする以上、法を国家法だけに限る

法律学の手法ではかなわず、端的に言えば、非国家法であるスポーツ固有法の研究には法社会学が、それが護るスポーツの象徴的様式の研究には法人類学が要る。

スポーツ法学はひとまずそれでできあがる。が実はそのさきにもう一つ問題がある。スポーツ法がいいとして、スポーツとは何かを決めておかないとスポーツ法の意味も決まらないことになるからだ。これは私の能力に余る難問だが、スポーツ法を確認する必要の範囲では何とか回答を用意しなければならないので、上記の三本質について少々探つてみよう。

まず日本で伝統の武道は、武家時代の実態や戦後に一時禁止された理由では実用目的だったが、現代では象徴的目的に転換していく三本質をそなえているから、スポーツの範疇に入る。その「道」の精神は単なるスポーツとは違うといふ意見はあるが、それもスポーツ法理念の一種だから、現代武道も古武道も固有法によるスポーツである。他の蹴まり・綱引き・羽根突きなども同様である。

囲碁・将棋・かるた・マージャン・チエス・ランプ・歌合せ・スポーツ固有法の萌芽としてはやはり一つの参考となろう。

実はスポーツの中にもそれに似たものがある。登山・スキー・ボート・ヨットなどのいわゆる克服スポーツや、簡単なゲームのイン立するから、その固有法はスポーツ法とは違うが同類である。歌舞や書画、生け花・菊作りその他百

團体協約でルールを定めてそのもとで競争する点では一種の固有法を持つが、身体的競技が本来の目的一でない以上スポーツの本質を欠く。だが、コンテストのルールはスポーツルールにも参考資料となるだろう。

難しいのは、レクリエーション・遊戲・遊びなどと言われるものである。いずれも、自由人として非日常的な屋外活動を楽しむ目的は競技まして格闘精神は目的ではなくスポーツと共に通だが、勝敗を争う精神は單なるスポーツとは違うといふ意見はあるが、それもスポーツ法理念の一種だから、現代武道も古武道も固有法によるスポーツである。他の蹴まり・綱引き・羽根突きなども同様である。

そこでスポーツ法学の特殊な焦點が明らかとなる。まずスポーツの用語がこの異同をよく表現している。それらにはルールや団体協約はあっても普通は簡単だから固有法と扱う必要はなさそうだが、バックアップすべき国家法がどう

あつてどうあるべきかを説明することである。関連して、事故紛争の予防処理方策、スポーツ立法論、等々大事なテーマも出てくる。

ところがその達成には難問が多く、さしあたりでも「一つ気がつく。一つはスポーツ法とくに固有法の材料が無数にあるのに全貌がわかつていながら、これを集めて整理することである。おまけに、これをただ集めればいいのではなく、スポーツの中にも固有法を持っていないあるいは不確かなものもあってその選別が要るから、余計に難しい。反対に、スポーツであるかないかを問わず同類あるいは参考資料のルールを持つものもあるから、それらも正確に見わけてそのスポーツ固有法との異同を解明しなければならない。しかしそれこそやり甲斐あるフロンティアに違いない。

とすると次の難問、そもそも法の概念は何なのかという前提問題のあることがわかる。これは面倒な大問題であつてたかが一特殊法学が出しゃばるところではないと遠慮したくもなろう。しかし実は法学の二一世紀に向けた目標に蠅卿の斧を振るう使命を持たされて

いるからこそこの特殊法学が叫ばれた次第だから、簡単に逃げだすわけにはゆかない。目標とはボストモダン法学の確立である。勿論

その結果は、同様に呼ばれている他の特殊法学との共同の成果として得られるので一特殊法学だけでどうこうできるものではない。けれどもそれだけに、スポーツ法学もその受け持ちの範囲内で役割を果たすことを世界の法学界から期待されている。国家法からにせよ固有法からにせよスポーツ法に斧を振るう学者の個々の努力の積み重ねがその結果に貢献するはずである。

(千葉正士 記)

第二回理事会議事要録

九五年四月二三日 早稲田大学

主席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、鈴木・中村・日野事務局員

冒頭に現時点での会員数が一三七名であることが報告され、議事に入った。

第二回理事会議事要録

九五年六月三日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事

二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

編集後記

来る七月二三日(土)午後二時から、

早稲田大学戸山キャンパス内の体育局二階会議室において、三部会の合同研究会が行われます。会員の皆様のご参加をお待ちしております。(K)

クス)、林辰政氏(淑徳文化専門学校)、森山剛一氏(東京女子体育大学)、朝倉正昭氏(國士館大学)の入会を了承した。

次に「第三回大会の集中テーマに関する件」では、「スポーツをめぐる契約の諸問題」とすることに決定した。

続いて「部会研究会に関する件」では、プロスポーツの契約問題等を取り上げ、三部会合同のシンポジウム形式で開催することとし、提言者の人選については、正副会長、事務局長、部会座長で原案を作成し、次回理事会に報告し、了承を得ることになった。

さらに「年報に関する件」では、森川年報委員長代行から、現在までの進捗状況の報告と、原稿を依頼する方々についての提案があり、これを了承した。

最後に「その他」では、小笠原座長より、第一回スポーツ基本法研究専門委員会での発表者の紹介があり、また、千葉会長から千葉・濱野を中心として、会員の協力を得ながら、「スポーツ法入門」を刊行したいとの報告があった後、次回理事会を六月三日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

監事、小林・鈴木・中村事務局員冒頭に現時点での会員数が一四四名であることが報告され、議事に入った。まず「新入会員に関する件」では、野

中ルミ子氏(東京女子体育大学研究生)、山口政信氏(明治大学)、中山幸二氏(神奈川大学)、矢野博氏(神奈川大学)、山火正則氏(神奈川大学)の入会を了承した。

次に「部会研究会に関する件」では、テーマを大会と同じく「スポーツをめぐる契約の諸問題」とすることとし、提言をお願いする方々を決定した。

続いて「第三回大会に関する件」では、午前中に自由研究発表、午後に総会、基調講演、シンポジウムを行うことと、大会終了後に懇親会を開くことを決め、シンポジウムの提言者と基調講演をお願いする方々について、正副会長、事務局長、部会座長で原案を作成し、次回理事会に諮ることにした。

最後に「その他」では、「スポーツ法入門」の進捗状況について報告があり、意見を交わした後、次回理事会を七月二二日(土)一二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。